

議案第九十九号

訴えの提起について

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者 港区長 武井雅昭

訴えの提起について

左記のとおり訴えを提起する。

記

- 一 件 名 建物明渡し等の請求に関する民事訴訟
- 二 訴訟当事者 原告 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

被告

被告

三 事件及び訴えの要旨

(一) 建物使用料及び共益費の滞納

港区（以下「区」という。）は、平成七年三月十七日、住宅条例（平成六年港区条例第二十一号）に基づき、設置し、管理する東京都港区高輪一丁目十六番二十五号に位置する港区立住宅シテイハイツ高輪一四〇四号室（以下「本件建物」という。）の使用について、同条例に基づき、許可を与えた。

その際、は、本件建物の使用料及び共益費（以下「使用料等」という。）を
と連帯して負担する旨の誓約書を区に提出した。

は、使用料等を平成二十一年十一月分まで納付したが、同年十二月分及び平成二十二年一月分を滞納し、同年二月分及び三月分を納付したが、同年四月分から滞納した。

区は、に対して、再三にわたり督促を行ったが、は、使用料等の納付を一切しなかった。

(二) 使用許可の取消し

区は、平成二十二年九月九日付けで、に対して、同月三十日までに使用料等滞納分全額の納付がない限り、同日付けで本件建物の使用許可を取り消す旨を通知した。この通知は、同月十一日、に到達した。

ところが、は、平成二十二年九月三十日までに使用料等滞納分全額を納付しな

